

令和 7 年 8 月 26 日
文化審議会世界文化遺産部会

今後の世界文化遺産への推薦に係る意見

文化審議会世界文化遺産部会においては、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載された資産のうち、関係自治体から推薦の希望があった「彦根城」及び資産の拡張推薦に係る事前評価申請の希望があった「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」について調査審議を行ってきた。その結果、それぞれについて別添 1 及び別添 2 の課題があることを確認し、以下のとおり意見する。

「彦根城」

「彦根城」については、令和 5 年 7 月の文化審議会意見に基づき、同年 9 月にイコモスの事前評価に申請し、令和 6 年 10 月にイコモスによる事前評価の結果が通知された。事前評価結果においては、推薦戦略を徳川期日本における大名統治システムの重要性に置いたことを支持するとされ、世界遺産の評価基準（iii）を満たす可能性があるとされた。

その上で、大名統治システムの運用方法について説明を充実させることや、比較の指標をさらに広げ、より厳密な分析とすること、単独の資産で大名統治システムを完全に表現できているかどうかという点などについて指摘がなされた。

これらの指摘を踏まえて作成された推薦書案については、別添 1 に示すとおり、検討に進捗が見られるものの、なお、課題が残る点がある。今後のイコモスの審査を見据えて、推薦書案にあるような単独の資産での申請を行うためには、説明の充実に向けて引き続き取組が必要である。

「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」

「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の拡張推薦については、平成 24 年の暫定一覧表記載以降、発掘調査が積み重ねられ、追加を推薦する柳之御所遺跡について新たな知見が得られてきている。しかしながら、別添 2 に示すとおり、平成 23 年の世界遺産登録に至るまでのイコモスの評価を踏まえつつ、柳之御所遺跡が世界遺産の評価基準を満たしていると主張する論拠が十分でないため、説明の充実に向けて引き続き取組が必要である。

※イコモス：国際記念物遺跡会議。ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関。

※事前評価制度：推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値等について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける制度。諮問機関との対話を通じて質の高い推薦を促すことを目的とする。

※評価基準（iii）：現存する、あるいは既に消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。